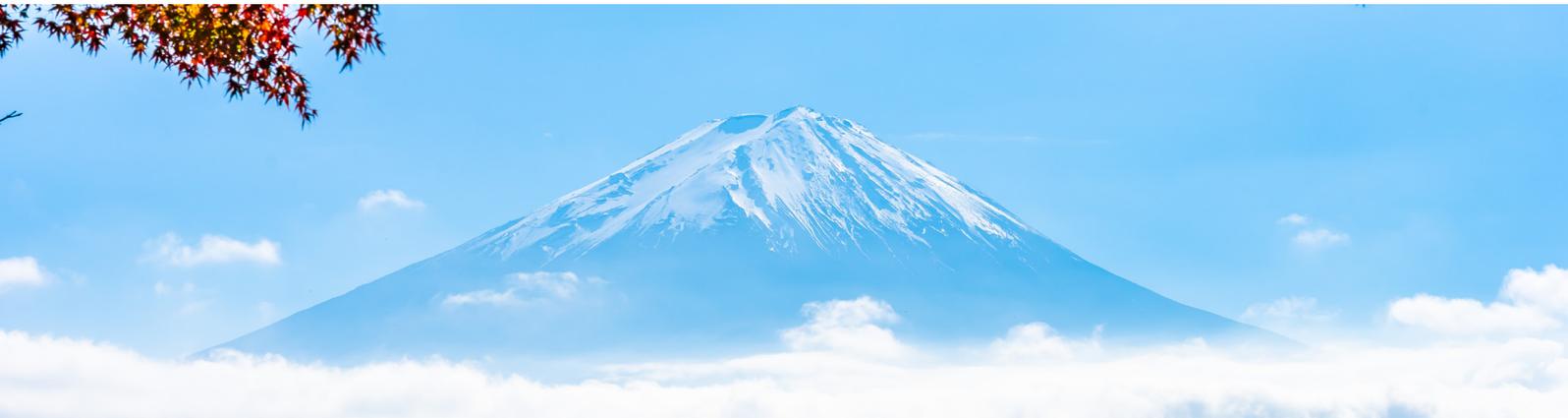


GALL



2020年4月

香港で日本人が弁護士業？一字賀神崇

宇賀神崇（うがじんたかし）と申します。日本の四大法律事務所の一つである森・濱田松本法律事務所にて執務した後、現在は香港の訴訟ブティック法律事務所であるGall Solicitorsに出向し、登録外国弁護士（日本法）として執務しております。

私が香港での執務の機会を得たきっかけや、香港での執務の様子、日本と香港の法曹界の違い、海外で働くことを希望されている日本の弁護士へのアドバイスなど、思うところを書いてみました。

Gall Solicitors のウェブサイトにて、日本語のページも用意いたしましたので、こちらをご覧ください。

自己紹介

日本弁護士で、中国関連紛争と労務を専門としております。日本語・英語・中国語の3か国語を使用可能です。多言語かつ様々な法域にまたがった案件に慣れていて経験もある日本の訴訟弁護士は数が限られますが、私はその一人です。

もともとは、森・濱田松本法律事務所（MHM）という日本の四大法律事務所勤務しておりましたが、2019年9月以降、Gallに出向中です。

Gall に出向することになったきっかけは？

日本、香港等をまたがるあるクロスボーダーな一連の紛争案件で、MHMとGallとが協働してきたことがあるのですが、そこでのGallの仕事のクオリティが目を見張るものだったものですから、MHMの上層部に、Gallという事務所の印象が強く残ることになりました。

2年ほど前、私がワシントンDCにあるジョージタウン大学のLLMに留学していた頃に、卒業後香港で働く先を探しておりました。というのも、中国関係の訴訟弁護士を自任する私としては、中国本土とも密接にかかわっている香港法プラクティスに慣れておくことは必須と考えたのです。どこか良い香港の事務所がないかMHMに尋ねたところ、大変優れた香港の訴訟ブティック事務所としてGallの紹介を受けました。私はぜひGallで働かせてほしいと懇願したところ、幸運にも、Gallも快く私を受け入れてくれたというわけです。

GALL

Gall は楽しい？

この事務所の多様性には、いつも驚くばかりです。私の同僚の出身地は様々で、香港出身もいれば、イングランド出身、インド出身、オーストラリア出身、それに日本出身(私) もいます。英語、広東語、中国語、そして日本語(私) といったさまざまな言語が飛び交っています。当事務所の案件は、複数の法域にまたがるクロスボーダーな案件が大半です。私もこの事務所の多様性の一部分になっていることを、うれしく思っています。

日本・香港における法曹界の違いは？

弁護士数を比較すると、香港の方が日本よりはるかに多いといえます。私がざっくり計算したところ、香港は人口100万人当たり1500人以上のソリシターとバリスターがいますが、日本の弁護士数は、人口100万人当たり350人未満です。そのせいか、日本の弁護士は、何でも屋であることを求められる傾向があり、現に何でもこなすのに対し、香港のソリシターは、一般論として、比較的狭い業務分野に特化しているように、私には見えます。

また、香港と比べると、日本の弁護士に占める女性の割合ははるかに小さいといえます。日本の女性弁護士の割合は18.8%に過ぎませんが、私の同僚のソリシターは、70%以上が女性です。日本の法曹界ももう少し多様性豊かになればよいなと思っております。

恋しく思う東京のサムシングは？

寿司ですね。今では、世界中どこでも寿司を食べることはできますが、東京で食べる寿司以上のものはありません。

香港での生活はどうか？

「ワークライフバランス」がキーワードです。香港では午前9時から午後6時までが勤務時間ですが、東京で働いていた頃は、たまに、午前9時から午前6時まで働いていました笑。今は、仕事が充実しているのはもちろんのこと、愛しの妻と、夕食を共にしたり、一緒にハイキングしたり映画を見たりして、二人のプライベートな時間を楽しむことができます。可能ならずっと香港にいたい気持ちです。

出向を希望する弁護士の皆様へ

自信を持ってください。もしかしたら、(特に日本の弁護士の先生方には) 語学力に自信がないという方もいらっしゃるかもしれませんが、これは実はたいした問題ではありません。すでに弁護士登録をされており、資格国の法律の内容やその運用の在り方を説明できるわけです。これは、あなたにしかできないことなのです。

本記事に含まれる事項は、一般的な情報提供の目的のためのみに提供されるものであり、いかなる特定の事実や状況に対しても、法律上、会計上、金融上又は税務上の助言や意見と解釈されてはならず、そのようなものとして依拠されてはならないものとします。当事務所は、本記事に含まれる情報に依拠して生じる作為又は不作為により直接的又は間接的に生じるいかなる損害にも、責任を負いません。読者固有の状況や特定の法的疑問については、それらに関する法的助言を依頼することをぜひご検討ください。

お問い合わせ



Takashi Ugajin
外国法事務弁護士
+852 3405 7658
takashiugajin@gallhk.com